

山梨県「富士山レンジャー」募集要項

- 1 **募集職種** 富士山レンジャー（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員）
 - 2 **職務内容** 主な職務は、山梨県側の富士箱根伊豆国立公園内において行う次に掲げる巡回等の業務
 - (1) 来訪者等に対する利用マナーについての普及啓発及び指導、富士山の自然環境等についての解説、環境教育活動
 - (2) 登山者への安全指導
 - (3) 植物等の不法採取やゴミの不法投棄等の不正行為に対する巡視及び指導
 - (4) 指導標、案内板などの自然公園施設の点検
 - (5) その他知事が必要と認める業務等
 - 3 **募集人員** 2名
 - 4 **勤務場所** 山梨県立富士山世界遺産センター
所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1
交通 中央高速道路河口湖IC5分 または 富士急行河口湖駅下車 車10分
 - 5 **募集要件** 次の(1)から(8)までのすべてに該当すること
 - (1) 自然保護活動及び自然体験活動の経験を有すること。
 - (2) 登山に必要な経験、知識及び体力を有すること。
 - (3) 動植物等自然環境について基礎的な知識を有すること。
 - (4) 意欲をもって職務を遂行できること。
 - (5) 普通自動車運転免許を所持していること。（オートマチック車限定可）
 - (6) パソコン（ワード・エクセル）の操作ができること。
 - (7) 採用後、原則として勤務地に近接した地域に居住できること。（官舎の空き状況に応じて入居可）
 - (8) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しないこと。
 - 6 **勤務条件**
 - (1) **雇用期間** 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
 - (2) **勤務日数** 週5日 35時間(4/1~5/31、10/11~11/30)、38.75時間(6/1~10/10)、30時間(12/1~3/31)勤務 ※5月上旬から10月末まではローテーション勤務
 - (3) **勤務時間** 原則として、4/1~5/31及び10/11~11/30は午前8時30分から午後4時30分まで、6/1~10/10は午前8時30分から午後5時15分まで、12/1~3/31は午前9時から午後4時まで（業務により始業時間に変動あり）。また、富士山開山期間中、登山道の早朝巡回及びお盆期間中の夜間巡回あり。
 - 7 **報酬** 県の基準による。（月額137,600円~195,300円（経験、月の就業時間数により変動）、期末手当あり（最大計2.4月分））
※この他、通勤手当の支給や社会保険等への加入があります。
 - 8 **応募方法** 次の(1)及び(2)を下記まで「郵送(書留郵便)」または「持参」してください。
なお、応募書類は返却しません。
 - (1) 履歴書(市販のもの)に必要事項を記入したもの 1部
「5 募集要件」の(1)~(3)、(5)、(6)については必ず記入し、顔写真を貼付してください。
 - (2) 応募動機を記載したもの(A4縦の用紙(様式自由)に横書、200字以内)を添付してください。
- 【応募先】 〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1
山梨県立富士山世界遺産センター「富士山レンジャー採用」係 宛
- 9 **応募期間**
令和5年3月17日(金)から令和5年3月30日(木)まで。
ただし、10選考方法にあるとおり、先着順で選考試験を実施するため、期間内に採用内定者が2名となった時点で応募を締め切ります。

※郵送の場合令和5年3月30日（木）必着とします。

※持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除いた日の午前9時から午後5時までとします。

10 選考方法 書類選考、論文試験、面接

応募があり次第、先着順で、書類選考の上、日程調整をし、論文試験、面接を行います。また、書類選考の結果は文書にて通知します。

【問合せ先】山梨県立富士山世界遺産センター

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1

保全観光スタッフ 坂本

電話：0555-72-2360 FAX：0555-72-4114